6消安第2240号
令和6年10月3日

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構理事長　殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第52号）が令和6年10月3日に公布及び施行されたことに伴い、関連通知等を改正したことについて、別添のとおり都道府県知事に通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力お願いします。

別添

6消安第2240号
令和6年10月3日

各都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関係通知の改正及び飼料の公定規格の一部改正に伴う肉骨粉の表示について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第52号）が令和6年10月3日に公布及び施行されたことに伴い、次の各号に掲げる通知について、当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正しましたので、下記の事項と合わせ、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、飼料の公定規格の一部を改正する件（令和6年農林水産省告示第1797号）が令和6年10月3日に公布及び施行され、飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）の備考の3の別表第3に、牛のみに由来する肉骨粉（以下「牛肉骨粉」という。）が「肉骨粉（牛肉骨粉、ビーフミール）」として追加されたところでありますが、牛肉骨粉、牛及び牛以外の畜種に由来する肉骨粉（以下「牛混合肉骨粉」という。）等を配合飼料又は混合飼料の原材料とした場合の飼料の品質につき表示すべき事項のうち、原材料名の表示については、下記9のとおりの扱いとしましたので、併せて御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

一　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）別紙1

二　反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）別紙2

三　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日

付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。）別紙３

四　牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について（平成 17 年 10 月 31 日付け 17 消安第 5656 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「BSE 検査通知」という。）別紙４

五　飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について（平成 27 年６月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMP ガイドライン」という。）別紙５

六　食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和２年８月 31 日付け２消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「エコフィード安全確保ガイドライン」という。）別紙６

記

１　省令改正の趣旨

（１）平成 13 年９月の BSE 初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、牛、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白質（以下「牛肉骨粉等」という。）を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。

（２）その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、平成 27 年４月、牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）への利用を再開し、平成 30 年４月、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用を再開する等、順次、規制範囲の見直しを行ってきた。

（３）今般、我が国における BSE 発生リスクの低下等を踏まえ、牛肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（以下「鶏・豚等用飼料」という。）への利用を再開する。

２　省令改正の概要

（１）牛肉骨粉等のうち、牛の特定部位等の処理工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものを鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格中、馬、豚、鶏又はうずらの項を改正する。

（２）牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料の原料として利用することを可能とするため、

動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準及び表示の基準を改正する。

（３）「たん白」を「たん白質」に改める。

（４）（１）の改正を受けて、食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格中、確認済動物由来たん白質の範囲を改正する。

３　運用通知の改正の概要

（１）２の（１）の改正を受けて、所要の改正を行う。

（２）生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第 36 号）及びその関係法令が令和６年４月１日から施行され、飼料安全法第 59 条の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣が追加されたことを受けて、第５の６において、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

４　混入防止ガイドラインの改正の概要

２の（１）及び（２）の改正を受けて、水産専用飼料に係る規定を削り、A 飼料と B 飼料とを適切な方法により確実に分離することを基本的な指針として明確化する。

５　大臣確認通知の改正の概要

（１）２の（１）及び（２）の改正を受けて、別添 13 の牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準を改正し、牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料としても利用することを可能とするための規定を整備する。

（２）別添 13 の製造基準を改正し、牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造に当たっては、製造に従事する従業員への教育及び製造関連業務についての定期的な自己点検を行うとともに、異常が発生した場合、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又は（独）農林水産消費安全技術センターに連絡し、当該異常の原因の究明、改善措置等の対応を行うものとする。

（３）別添２－１、３－１、４－１、５－１、９－１及び 10－１の製造基準を改正し、確認済飼料のうち、豚血粉等同士の混合、豚肉骨粉等同士の混合、馬肉骨粉等同士の混合、チキンミール等同士の混合、牛血粉等同士の混合、牛血粉等と豚、馬又は家きんに由来する血粉等若しくは原料混合血粉等との混合、牛肉骨粉等同士の混合及び牛肉骨粉等と豚血粉等、豚肉骨粉等、馬肉骨粉等、チキンミール等、原料混合肉骨粉等又は原料混合血粉等との混合を可能とするための規定を整備する。

（４）２の（３）の改正を受けて、「たん白」を「たん白質」に改める等、文言

の適正化を行う。

6　BSE検査通知の改正の概要

（1）飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項に、A 飼料とともに本省令別表第１の２の（１）に規定する確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等（以下「牛肉骨粉等」という。）を原料とする飼料を店舗に陳列していないことの確認を追加する。

（2）BSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の優先度について、A飼料を製造し、B 飼料の取扱いがある配混合飼料の製造事業場のうち、農林水産大臣の確認を受けているものを最優先とするとともに、同一の農場において豚、鶏又は養殖水産動物を飼養している反すう動物飼養農家を最優先とする。

（3）本省令の施行の日から１年間は、反すう動物飼養農家のうち、同一農場において豚、鶏又は養殖水産動物をともに飼養する農家の全てを検査・指導するものとし、その後は、当該農家のうち、牛肉骨粉等を原料とする飼料を使用しているもの（農林水産大臣の確認を受けて飼料を自家配合するものを含む。）の全てを原則として年１回検査・指導するものとする。

（4）別紙１の３の（５）並びに別記様式第１号及び第２号の別紙については、別途定めるものとする。

7　GMPガイドラインの改正の概要

２の（１）及び（２）及び４の改正を受けて、水産専用飼料に係る規定を削る等、文言の適正化を行う。

8　エコフィード安全確保ガイドラインの改正の概要

２の（４）の改正を受けて、第２の10の確認済動物由来たん白質の定義を改正する。

9　肉骨粉の表示

（1）牛肉骨粉については、牛肉骨粉、ビーフミール、肉骨粉又はミートボーンミールと表示すること。

（2）牛混合肉骨粉（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の２の（１）の表の馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物の項の第２欄のコの規定による確認を受けた製造工程で製造された豚及び家きんに由来する肉骨粉を含む。）については、牛混合肉骨粉、ビーフ混合ミール、肉骨粉、ミートボーンミール又はこれらに準じた原材料名を表示すること。

（3）（２）に伴い、豚及び家きんに由来する肉骨粉（（２）に掲げるものを除

く。）については、豚鶏混合肉骨粉、ポーク・チキン原料混合ミール等、豚及び家きんに由来することが確認できる表示とし、肉骨粉、ミートボーンミール又は原料混合肉骨粉と表示しないこと。

（別紙１）

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年３月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
目　次 第１～第４　（略） 第５　その他 　１～５　（略） 　６　<u>内閣総理大臣及び</u>厚生労働大臣との関係 　７～９　（略） 第２　飼料の製造等に関する規制 　１　（略） 　２　基準及び規格 　（１）・（２）　（略） 　（３）成分規格等省令の留意事項 　　ア　別表第１（飼料関係） 　　（ア）～（エ）　（略） 　　（オ）動物由来たん白質について（成分規格等省令別表第１の２の（１）） 　　動物由来たん白質については、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）発生防止の観点から，以下のような成分規格等が定められている。	目　次 第１～第４　（略） 第５　その他 　１～５　（略） 　６　厚生労働大臣との関係 　７～９　（略） 第２　飼料の製造等に関する規制 　１　（略） 　２　基準及び規格 　（１）・（２）　（略） 　（３）成分規格等省令の留意事項 　　ア　別表第１（飼料関係） 　　（ア）～（エ）　（略） 　　（オ）動物由来たん白質について（成分規格等省令別表第１の２の（１）） 　　動物由来たん白質については、牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）発生防止の観点から，以下のような成分規格等が定められている。

由来動物	対象家畜等 / 動物由来たん白質の種類	牛、めん羊、山羊及び鹿	豚、馬、鶏、うずら及び養殖水産動物	（削る）
ほ乳動物	乳及び乳製品	○	○	（削る）
	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	（削る）
	豚（いのししを含む。以下この別表において同じ。）又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白質	×	○	（削る）
	豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉	×	○	（削る）
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	（削る）
家きん	卵及び卵製品	○	○	（削る）
	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	（削る）
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白質	×	○	（削る）
	加水分解たん白質及び蒸製骨粉	×	○	（削る）

由来動物	対象家畜等 / 動物由来たん白質の種類	牛、めん羊、山羊及び鹿	豚、馬、鶏及びうずら	養殖水産動物
ほ乳動物	乳及び乳製品	○	○	○
	非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来するゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚（いのししを含む。以下この別表において同じ。）又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚又は馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家きん	卵及び卵製品	○	○	○
	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○

	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	（削る）
魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	（削る）
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	（削る）
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	（削る）
豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白質		×	○	（削る）
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質		×	○	（削る）
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉		×	○	（削る）

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白質の種類の欄に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
豚、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白		×	○	○
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白		×	×	○
牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉		×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品、卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については、当該動物由来たん白質に係る動物由来たん白質の種類の欄に掲げる動物由来たん白質以外のものと完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。

×…含んではならない。

（カ）～（ケ）　（略）
イ　（略）
（４）　（略）
３～７　（略）

第５　その他
１～５　（略）
６　内閣総理大臣及び厚生労働大臣との関係
農林水産大臣は、飼料添加物の指定（法第２条第３項）、基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止（法第３条第１項）若しくは有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（法第23条）をしようとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならないとされている（法第59条第１項）。また、廃棄等の命令（法第24条）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に意見を求めることができることとされている（法第59条第２項）。一方、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができるとされている（法第59条第３項）。
また、農林水産大臣並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、以上の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとされている（法第59条第４項）。
７・８　（略）
９　法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

（カ）～（ケ）　（略）
イ　（略）
（４）　（略）
３～７　（略）

第５　その他
１～５　（略）
６　厚生労働大臣との関係
農林水産大臣は、飼料添加物の指定（法第２条第３項）、基準若しくは規格の設定、改正若しくは廃止（法第３条第１項）若しくは有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（法第23条）をしようとするときは厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならないとされている（法第59条第１項）。また、廃棄等の命令（法第24条）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を求めることができることとされている（法第59条第２項）。一方、厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から意見を述べ、又は当該禁止若しくは当該命令をすべきことを要請することができるとされている（法第59条第３項）。

また、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、以上の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとされている（法第59条第４項）。
７・８　（略）
９　法に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定による審査基準、第６条の規定による標準処理期間及び第12条第１項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

（１）申請に対する処分

ア　審査基準

（ア）～（エ）　（略）

（オ）成分規格等省令別表第１の２の（1）の規定による動物由来たん白質の確認、同表第１の２の（2）のウの規定による馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の確認、同表第１の５の（1）のウの規定による動物性油脂の確認及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件」（平成26年５月13日農林水産省告示第649号）の２の規定による食品残さの確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年３月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の記の第１の２のとおりとする。

（カ）・（キ）　（略）

イ　標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処　分　名	標準処理期間
（略）	（略）

法に基づく農林水産大臣の処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定による審査基準、第６条の規定による標準処理期間及び第12条第１項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

（１）申請に対する処分

ア　審査基準

（ア）～（エ）　（略）

（オ）成分規格等省令別表第１の２の（1）の規定による動物由来たん白質の確認、同表第１の２の（2）のウの規定による養殖水産動物を対象とする飼料の確認、同表第１の５の（1）のウの規定による動物性油脂の確認及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件」（平成26年５月13日農林水産省告示第649号）の２の規定による食品残さの確認に係る審査基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年３月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）の記の第１の２のとおりとする。

（カ）・（キ）　（略）

イ　標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処　分　名	標準処理期間
（略）	（略）

［成分規格等省令関係］ ・別表第１の１の(5)のイの(注)の３の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料） ・別表第２の５の(2)の注の２の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料添加物） ・別表第１の２の(1)の規定による動物由来たん白質の確認 ・別表第１の２の(2)のウの規定による馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の確認 ・別表第１の５の(1)のウの規定による動物性油脂の確認	25日 25日 50日 50日 50日
（略）	（略）

（２）　（略）

第１表

第３条　第１項 （成分規格等省令）	（略）

［成分規格等省令関係］ ・別表第１の１の(5)のイの(注)の３の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料） ・別表第２の５の(2)の注の２の規定による表示事項の一部省略の承認（飼料添加物） ・別表第１の２の(1)の規定による動物由来たん白質の確認 ・別表第１の２の(2)のウの規定による養殖水産動物を対象とする飼料の確認 ・別表第１の５の(1)のウの規定による動物性油脂の確認	25日 25日 50日 50日 50日
（略）	（略）

（２）　（略）

第１表

第３条　第１項 （成分規格等省令）	（略）

(1)～(5)　（略）	(6) 食品循環資源を原料とする飼料（別表第１の６の(5)）	（略）
（略）	ア（ア）飼料の名称 ア（イ）製造（輸入）年月 ア（ウ）製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所 ア（エ）製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあっては、輸入先国名） イ　対象家畜等	（略）

第２表

［配合飼料の表示例］

（略）

１　原材料名は原則として配合割合の高い順である。

２　（　　）内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。

［注３］

注１～注３　（略）

備考　（略）

(1)～(5)　（略）	（新設）	（略）
（略）	（新設）	（略）

第２表

［配合飼料の表示例］

（略）

１　原材料名は原則として配合割合の大きい順である。

２　（　　）内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。

［注３］

注１～注３　（略）

備考　（略）

附　則

この通知は、令和６年10月３日から施行する。

（別紙２）

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について（平成 15 年９月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第２　定義 次に掲げる用語の定義のほか、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。 １　（略） ２　Ｂ飼料 飼料等及びその原料のうちＡ飼料以外のものをいう。 （削る） ３　動物由来たん白質等 次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、省令別表第１の２の（１）に規定する確認済ゼラチン等、反すう動物に由来しない油脂及び省令別表第１の５の（１）に規定する特定動物性油脂を除く。	第２　定義 次に掲げる用語の定義のほか、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。 １　（略） ２　Ｂ飼料 飼料等及びその原料のうちＡ飼料及び水産専用飼料以外のものをいう。 ３　水産専用飼料 省令別表第１の２の（２）のウに規定する農林水産大臣の確認を受けた工程において製造される飼料をいう。 ４　動物由来たん白質等 次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第１の５の（１）に規定する特定動物性油脂を除く。

① 省令別表第１の２の（１）に規定するほ乳動物由来たん白質

② 省令別表第１の２の（１）に規定する家きん由来たん白質

③ 省令別表第１の２の（１）に規定する魚介類由来たん白質

④ 省令別表第１の５の（１）に規定する動物性油脂

（削る）

⑤ 飼料添加物（①～④に該当する物質が含まれるものに限る。）

４～６　（略）

７　小分け

需要者の利用に適するように飼料等及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第３　基本的な指針

ＢＳＥ等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、次のとおり、Ａ飼料とＢ飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置を講じ

① ほ乳動物由来たん白質

② 家きん由来たん白質

③ 魚介類由来たん白質

④ 動物性油脂

⑤ 食品残渣に由来する動物由来たん白質

⑥ 飼料添加物（①～⑤に該当する物質が含まれるものに限る。）

５～７　（略）

８　小分け

需要者の利用に適するように飼料及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第３　基本的な指針

ＢＳＥ等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、次のとおり、Ａ飼料、Ｂ飼料と水産専用飼料とをそれぞれ適切な方法により確実に分離するな

ることにより、動物由来たん白質等のＡ飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が次の１及び２に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当該者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

１　通則

①　Ａ飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、Ｂ飼料若しくは動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

②　Ａ飼料として用いることとしている飼料等について、Ｂ飼料若しくは動物由来たん白質等が混入し、又は混入した

ど必要な措置により、動物由来たん白質等のＡ飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。特に、水産専用飼料については、その製造工程が「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成１７年３月１１日付け１６消安第９５７４号農林水産省消費・安全局長通知）に定める牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準を満たすことについて事前の大臣確認の対象とするとともに、大臣確認後もその遵守状況について立入検査で確認を要するものとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が１及び２に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当該者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

１　通則

①　Ａ飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、Ｂ飼料、水産専用飼料若しくは動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

②　Ａ飼料として用いることとしている飼料等について、Ｂ飼料、水産専用飼料若しくは動物由来たん白質等が混入

おそれがあるときは、当該飼料等を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。

（削る）

③　B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。

④　B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。

⑤　飼料等及びその原料を取り扱う施設、設備、機器等を定期的に清掃、点検、検査することとする。

⑥　作業従事者を介して、B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料に混入することを防止するため、B飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアー等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。

⑦　B飼料又は動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等をA飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。

し、又は混入したおそれがあるときは、当該飼料を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。

③　B飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっても、これらの各過程において、牛肉骨粉等若しくは水産専用飼料を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

④　B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等がA飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。

⑤　B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等がA飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。

⑥　飼料等及びその原料を扱う施設、設備、機器並びに環境を定期的に清掃、点検、検査することとする。

⑦　作業従事者を介して、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等がA飼料に混入することを防止するため、B飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアー等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。

⑧　B飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等をA飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。

・（略）

・（略）

（削る）

⑧　（略）

2　細則

（1）搬送

①　A飼料の搬送経路は、B飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。

②　A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設ける等により、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。

③　①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

（削る）

・（略）

・（略）

⑨　水産専用飼料を取り扱う施設、設備、機器等をB飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は事前に次のことを行うこととする。

・　洗浄クリーニングを実施すること。

・　洗浄クリーニング後に取り扱うB飼料について、牛肉骨粉等が含まれないことを確認すること。

⑩　（略）

2　細則

（1）搬送

①　A飼料の搬送経路は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。

②　A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設ける等により、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。

③　①及び②は、B飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

④　B飼料の搬送経路は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の搬送経路と共用しないこととする。

（削る）

（削る）

（２）製造・小分け等

ア　製造等設備

Ａ飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。Ａ飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

（削る）

イ　包装設備等

①　Ａ飼料の包装設備は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。

②　Ａ飼料の包装設備は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は

⑤　Ｂ飼料の搬送に当たっては、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

⑥　④及び⑤は、水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

（２）製造・小分け等

ア　製造等設備

①　Ａ飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。Ａ飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

②　Ｂ飼料の製造等設備は、牛肉骨粉及び水産専用飼料を取り扱う設備と共用しないこととし、混入防止対策を講じることとする。

イ　包装設備等

①　Ａ飼料の包装設備は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。

②　Ａ飼料の包装設備は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところ

壁若しくは仕切で区分する等の混入防止対策を講じることとする。

③・④　（略）

（削る）

（３）輸送

①　Ａ飼料の輸送に当たっては、原則としてＡ飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、Ａ飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、Ｂ飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

②　Ａ飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、Ｂ飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

（削る）

に設置し、又は壁若しくは仕切で区分する等の混入防止対策を講じることとする。

③・④　（略）

⑤　Ｂ飼料の包装設備は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の包装設備と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

（３）輸送

①　Ａ飼料の輸送に当たっては、原則としてＡ飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、Ａ飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、Ｂ飼料、水産専用飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

②　Ａ飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、Ｂ飼料及び水産専用飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

③　Ｂ飼料の輸送に使用する容器は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の輸送に使用する容器と共用しないこととし、

（削る）

（４）受入れ

①・②　（略）

③　同時に又は連続してＡ飼料及びＢ飼料を受け入れないこととする。

④　Ａ飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。）は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、Ａ飼料の荷下ろし場所とＢ飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。

⑤　（略）

⑥　①及び⑤は、Ｂ飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

（削る）

（５）保管

牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

④　水産専用飼料の輸送に当たっては、原則として、水産専用である旨を表示することとする。

（４）受入れ

①・②　（略）

③　同時に又は連続してＡ飼料とＢ飼料及び水産専用飼料を受け入れないこととする。

④　Ａ飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。）は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、Ａ飼料の荷下ろし場所とＢ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。

⑤　（略）

⑥　①及び⑤は、Ｂ飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

⑦　Ｂ飼料の受入口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の受入口と共用しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

（５）保管

①・②　（略）

③　①及び②は、Ｂ飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

（削る）

（６）出荷

ア　無包装の製品の出荷等

①　容器に収められていないＡ飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。

②　Ａ飼料の出荷口は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ　包装品の出荷等

包装されたＡ飼料の出荷は、Ｂ飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

①・②　（略）

③　①及び②は、Ｂ飼料又は水産専用飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

④　Ｂ飼料は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じた上で保管することとする。

（６）出荷

ア　無包装の製品の出荷等

①　容器に収められていないＡ飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。また、Ｂ飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の出荷口と共有しないこととする。

②　Ａ飼料の出荷口は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。また、Ｂ飼料の出荷口は、牛肉骨粉等及び水産専用飼料と共有しないこととし、牛肉骨粉等及び水産専用飼料の混入防止対策を講じることとする。

イ　包装品の出荷等

包装されたＡ飼料の出荷は、Ｂ飼料、水産専用飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

（７）給与 ①　Ｂ飼料は、反すう動物に給与しないこととする。 ②　反すう動物にＡ飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。	（７）給与 ①　Ｂ飼料又は水産専用飼料は、反すう動物に給与しないこととする。また、水産専用飼料は、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂に給与しないこととする。 ②　反すう動物にＡ飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。また、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂にＢ飼料を給与する際に用いる器具は、水産専用飼料に用いる器具と共有しないこととする。
第４　管理体制 １　業務管理 ①　第３の１及び２の（１）から（６）までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。 ②～⑤　（略） ２　（略）	第４　管理体制 １　業務管理 ①　１及び２の（１）から（６）までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。 ②～⑤　（略） ２　（略）
（削る）	第５　経過措置 現に反すう動物を対象とする飼料をほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料の製造業者については、平成17年３月31日までの間は、引き続き旧ガイドラインに準じた対策によることができることとする。

附　則

この通知は、令和６年10月３日から施行する。

（別紙３）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年３月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１　大臣確認の手続について	第１　大臣確認の手続について
１　大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について	１　大臣確認の対象となる動物由来たん白質、動物性油脂及び動物由来たん白質を原料とする飼料について
大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。	大臣確認の対象となる動物由来たん白質等は、次の動物由来たん白質、動物性油脂又は動物由来たん白質を原料とする飼料とする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）豚（いのししを含む。以下１において同じ。）又は馬に由来する血粉及び<u>血しょうたん白質</u>	（２）豚（いのししを含む。以下１において同じ。）又は馬に由来する血粉及び<u>血しょうたん白</u>
（３）豚に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉	（３）豚に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉
（４）馬に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉	（４）馬に由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉
（５）チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び<u>血しょうたん白質</u>	（５）チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉及び<u>血しょうたん白</u>
（６）家きんに由来する<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉	（６）家きんに由来する<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉
（７）豚、馬<u>又は</u>家きんに由来する<u>原料を混合して製造された</u>肉骨粉、<u>加水分解たん白質</u>及び蒸製骨粉	（７）豚、馬<u>及び</u>家きんに由来する肉骨粉、<u>加水分解たん白</u>及び蒸製骨粉
（８）豚、馬<u>又は</u>家きんに由来する<u>原料を混合して製造された</u>血粉及び<u>血しょうたん白質</u>	（８）豚、馬<u>及び</u>家きんに由来する血粉及び<u>血しょうたん白</u>
（９）　（略）	（９）　（略）

(10) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質（（２）、（５）及び（８）に掲げるものを除く。以下「牛血粉等」という。）

(11) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（（３）から（７）までに掲げるものを除く。以下「牛肉骨粉等」という。）

(12) ・(13)　（略）

(14) (10)又は(11)を原料とする馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料

２・３　（略）

第３　契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第１の１の（１）、（３）から（７）まで及び（９）から(13)まで（（５）、（６）及び（９）にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第１の２の（１）の大臣確認の申請又は第１の３の（２）の変更の届出を受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副１部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添１－１の１の（４）、別添３－１

(10) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白

(11) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉

(12) ・(13)　（略）

(14) (10)又は(11)を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料

２・３　（略）

第３　契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、第１の１の（１）、（３）から（７）及び（９）から(13)まで（（５）、（６）及び（９）にあっては、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）に定める飼料につき製造業者から第１の２の（１）の大臣確認の申請又は第１の３の（２）の変更の届出をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副１部）を送付するものとする。当該地方農政局は、当該書類の送付を受けたときは、原則として、別添１－１の１の（４）、別

の１の（４）、別添４－１の１の（４）、別添５－１の１の（４）、別添６－１の１の（４）、別添８－１の１の（４）、別添９－１の１の（４）、別添 10－１の１の（４）、別添 11－１の１の（４）又は別添 12－１の（４）に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

別添２－１

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白質の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白質（以下「豚血粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①又は②のいずれかに該当するものに限る。

① 別添２－２の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第７号の血液供給管理票が添付されたもの。

② 別添２－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの。

添３－１の１の（４）、別添４－１の１の（４）、別添５－１の１の（４）、別添６－１の１の（４）若しくは（５）、別添８－１の１の（４）、別添９－１の１の（４）、別添 10－１の１の（４）、別添 11－１の１の（４）又は別添 12－１の（４）に基づいて、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査の上、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に報告するものとする。

別添２－１

豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白（以下「豚血粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添２－２の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式第７号の血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

（２）原料の輸送

豚血粉等の原料の輸送に当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

①　（１）の①の収集先にあっては、別添２－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

②　（１）の②の収集先にあっては、別添２－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に豚血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを、血液供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

豚血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該豚血粉等を原料とする飼料の製造工程が、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造工程又は別添２－１、３－１（馬に由来する場合は４－１）、６－１、７－１、９－１若しくは10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）原料の輸送

豚血粉等の原料の輸送に当たっては、別添２－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に豚血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを、血液供給管理票の記載内容、供給された豚血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、８年間保存すること。

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（新設）

（2）～（4）（略）
4～6　（略）
注　（略）

別添２－２
豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白質製造業者による原料収集先の確認基準
1　原料収集先について
ア　豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第１項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた豚（いのししにあっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第１項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。
イ　（略）
2　（略）
注　（略）

（1）～（3）（略）
4～6　（略）
注　（略）

別添２－２
豚（又は馬）に由来する血粉及び血しょうたん白製造業者による原料収集先の確認基準
1　原料収集先について
ア　豚（いのししを含む。）（又は馬）に由来する血粉等の原料となる血液（以下「豚血粉等原料」という。）の採取対象動物は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第１項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた豚（いのししにあっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第１項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けて食肉処理業を営む者が野生鳥獣の解体処理を行う施設（以下「獣肉処理施設」という。）において、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成 26 年 11 月 14 日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき適切な衛生管理が行われたもの）（又は馬）であること。
イ　（略）
2　（略）
注　（略）

別添３－１

豚肉骨粉等の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

①　別添３－２の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第９号による原料供給管理票が添付されたもの。

②　農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもの。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

③　別添２－１又は３－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの。

別添３－１

豚肉骨粉等の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

豚（いのししを含む。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「豚肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添３－２の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって別記様式第９号による原料供給管理票が添付されたもの又は農場若しくは狩猟者から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤（以下「豚胎盤」という。）であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

また、狩猟者から収集する原料は、いのしし以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

（２）原料の輸送

原料の輸送に当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

①　（１）の①の収集先にあっては、別添３－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

②　（１）の②の収集先のうち、農場から解体処理をされていない豚又は豚胎盤を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか、輸送前に洗浄を十分に行い、狩猟者から直接出荷されたいのししを輸送するに当たっては、いのしし以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いること。

③　（１）の③の収集先にあっては、別添２－１又は３－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚（いのししを含む。）以外の動物由来の原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、その原料が解体処理されていない豚又は豚胎盤である場合にあっては、豚由来以外の原料の混入がないことが、いのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がない

（２）原料の輸送

原料の輸送に当たっては別添３－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない豚又は豚胎盤を輸送するに当たっては、豚以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか、輸送前に洗浄を十分に行い、狩猟者から直接出荷されたいのししを輸送するに当たっては、いのしし以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に豚（いのししを含む。）以外の動物由来の原料が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、その原料が解体処理されていない豚又は豚胎盤である場合にあっては、豚由来以外の原料の混入がないことが、いのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がないことがそれぞれ目視で確

ことがそれぞれ目視で確認できる状態であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先等において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ　（略）

２　（略）

３　製造出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該豚肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造工程又は別添３－１、６－１若しくは 10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

認できる状態であることを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ　（略）

２　（略）

３　製造出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

豚肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が、牛用飼料の製造工程ではないことを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

別添３－２

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

１　原料収集先について

（１）と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア　豚（いのししを含む。以下同じ。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ　（略）

（２）・（３）　（略）

２　（略）

注　（略）

別添４－１

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「馬肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

別添３－２

豚肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

１　原料収集先について

（１）と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア　豚（いのししを含む。以下同じ。）に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）は、豚由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ　（略）

（２）・（３）　（略）

２　（略）

注　（略）

別添４－１

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「馬肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料は、別添４－２の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第９号による原料供給

① 別添４－２の確認基準の要件を満たす原料収集先からの原料であって、別記様式第９号による原料供給管理票が添付されたもの。

② 農場から直接出荷されたもの。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない馬又は分娩後に子宮から排出された馬の胎盤であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

③ 別添２－１又は４－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの。

（２）原料の輸送

原料の輸送に当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

① （１）の①の収集先にあっては、別添４－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② （１）の②の収集先にあっては、馬以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、専用の輸送容器を用いるか、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

③ （１）の③の収集先にあっては、別添２－１又は４－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

管理票が添付されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない馬又は分娩後に子宮から排出された馬の胎盤であって、これら以外の動物に由来するものの混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

（２）原料の輸送

原料の輸送に当たっては、別添４－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。ただし、農場から解体処理をされていない馬を輸送するに当たっては、馬以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように、専用の輸送容器を用いるか、輸送前に洗浄を十分に行うこと。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料受入時に受入原料に馬以外の動物質原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、馬由来以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先等において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ　（略）

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該馬肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造工程又は別添４－１、６－１若しくは 10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

原料受入時に受入原料に馬以外の動物質原料が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票が添付されていない原料については、馬由来以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

原料収集先等原料収集に関わる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ　（略）

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

馬肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が、牛用飼料の製造工程ではないことを確認すること。

（２）～（４）　（略）
４・５　（略）
注　（略）

別添４－２
馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準
１　原料収集先について
（１）と畜場
ア　馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の原料とする馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）は、馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
イ～ケ　（略）
（２）・（３）　（略）
２　（略）
注　（略）

別添５－１
チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白質、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の製造基準
１　原料受入に係る基準

（２）～（４）　（略）
４・５　（略）
注　（略）

別添４－２
馬肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準
１　原料収集先について
（１）と畜場
ア　馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする馬に由来する副産物（以下「馬原料」という。）は、馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
イ～ケ　（略）
（２）・（３）　（略）
２　（略）
注　（略）

別添５－１
チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準
１　原料受入に係る基準

（１）収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白質、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 食鳥処理場から収集されるもの。

② （４）のア及びイの契約を締結した別添５－２に掲げる原料収集先から収集されるもの。

③ 家きんを飼養する農場から収集されるもの。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

④ 別添５－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの。

（２）原料の輸送

原料の輸送に当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

① （１）の①の収集先にあっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。

② （１）の②の収集先にあっては、別添５－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

（１）収集先

チキンミール、フェザーミール並びに家きんに由来する血粉、血しょうたん白、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「チキンミール等」という。）の製造に用いる原料（以下「家きん原料」という。）は、家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は（４）のア及びイの契約を締結した別添５－２に掲げる原料収集先から収集されるもののみを受け入れること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

（２）原料の輸送

食鳥処理場から家きん原料を輸送するに当たっては、専用容器を用いて家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないよう輸送すること。

農場から解体処理をされていない家きんを輸送するに当たっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

③　（1）の③の収集先にあっては、家きん以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用の輸送容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

④　（1）の④の収集先にあっては、別添５－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（3）・（4）　（略）

2　（略）

3　製品出荷に係る基準

（1）出荷先の確認

チキンミール等の出荷に当たっては、出荷先の当該チキンミール等を原料とする飼料の製造工程が、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造工程又は別添５－１、６－１、７－１、９－１若しくは 10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（2）～（4）

4・5　（略）

注　（略）

別添６－１

豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉の製造基準

1　原料受入に係る基準

（1）収集先

別添５－２に掲げる原料収集先から家きん原料を輸送するに当たっては、別添５－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。

（3）・（4）　（略）

2　（略）

3　製品出荷に係る基準

（新規）

（1）～（3）

4・5　（略）

注　（略）

別添６－１

豚、馬及び家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

1　原料受入に係る基準

（1）収集先

豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料（以下「豚・馬・家きん原料」という。）は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

（削る）

① 別添６－２の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚・馬・家きん原料であって別記様式第９号の原料供給管理票が添付されたもの

②・③ （略）

（２）原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚・馬・家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

① （１）の①の収集先にあっては、別添６－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② （１）の②の収集先にあっては、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入し

豚（いのししを含む。）、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚（いのししを含む。）、馬又は家きんに由来する原料（以下「豚、馬又は家きん原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添６－２の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚、馬又は家きん原料であって別記様式第９号の原料供給管理票が添付されたもの

② 別添６－３の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚、馬又は家きん原料の混合物であって別記様式第９号の原料供給管理票が添付されたもの

③・④ （略）

（２）原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚、馬又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

① （１）の①の収集先にあっては、別添６－２の確認基準を満たした状態で、同②の収集先にあっては、別添６－３の確認基準を満たした状態で輸送すること。

② （１）の③の収集先にあっては、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入し

ないように、豚、馬及び家きんにあっては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、いのししにあっては専用容器を用いること。

③　（１）の③の収集先にあっては、別添２－１、３－１、４－１、５－１、６－１又は７－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚・馬・家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が添付されていない原料については、解体処理されていない豚若しくは豚胎盤、馬若しくは馬胎盤又は家きんである場合にあっては、豚、馬又は家きん由来以外の原料の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあっては、いのしし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

ないように、豚、馬及び家きんにあっては、専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行い、いのししにあっては専用容器を用いること。

③　（１）の④の収集先にあっては、別添２－１、３－１、４－１、５－１、６－１又は７－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん原料受入時に、豚（いのししを含む。）、馬又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が添付されていない原料については、解体処理されていない豚若しくは豚胎盤、馬若しくは馬胎盤又は家きんである場合にあっては、豚、馬又は家きん由来以外の原料の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししである場合にあっては、いのし以外の動物の混入がないことをそれぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、（１）の①の原料収集先等原料収集に関わる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先等において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア　豚・馬・家きん原料の収集先等は、別添６－２の確認基準を満たすこと。

イ　豚・馬・家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該原料混合肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造工程又は別添６－１若しくは 10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

原料混合肉骨粉等の製造業者は、（１）の①及び②の原料収集先等原料収集に関わる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア　豚、馬又は家きん原料の収集先等は、別添６－２又は６－３の確認基準を満たすこと。

イ　豚、馬又は家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該肉骨粉等を豚、馬、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添６－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

（削る）

別添６－２

原料混合肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

１　原料収集先について

（１）と畜場（いのししを解体処理する獣肉処理施設を含む。）

ア　原料混合肉骨粉等の原料とする豚（いのししを含む。）又は馬に由来する副産物（以下「豚・馬原料」という。）は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ　（略）

（２）食鳥処理場

ア　原料混合肉骨粉等の原料とする家きんに由来する副産物（以下「家きん原料」という。）の出荷に当たっては、家きん原料以外が混入していないことをウの確認責任者が確認した上で、別記様式第９号により原料供給管理票が発行されること。

イ　家きん原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。

注　（略）

別添６－２　（略）

別添６－３

原料混合肉骨粉等製造業者による混合原料収集先の確認基準

１　原料収集先について

（１）豚・馬共用と畜場

ア　豚及び馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料とする豚及び馬に由来する副産物（以下「豚・馬原料」という。）は、豚及び馬由来以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。

イ～ケ　（略）

（新設）

なお、家きん原料を入れる容器は、家きん原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。

また、家きん原料と家きん原料以外の動物性たん白質等を混載する場合は、家きん原料以外の血液等動物由来たん白質が混入しないよう蓋をした容器を用いること。

ウ　ア及びイの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることを確認すること。

（3）カット場等

ア　（略）

イ　豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等の保管から豚・馬・家きん原料が生じるカット等の工程までは、豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚、馬及び家きん専用の器具を用いること。

ウ　原料混合肉骨粉の原料となる豚・馬・家きん原料は、専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ～ケ　（略）

（2）豚（いのししを含む。以下同じ。）・馬・家きん共用カット場等

ア　（略）

イ　豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等の保管から原料混合肉骨粉の原料となる副産物が生じるカット等の工程までは、豚及び馬の枝肉等並びに豚・馬・家きんカット肉等以外の動物のカット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止区域を設定すること。

カット等の工程の作業には、豚、馬及び家きん専用の器具を用いること。

ウ　原料混合肉骨粉の原料となる豚、馬及び家きんに由来する副産物（以下「豚・馬・家きん原料」という。）は、専用の保管容器に分別して保存するとともに、豚・馬・家きん原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。

エ～ケ　（略）

（4）　（略）
2　（略）
注　（略）

別添７－１
豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白質の製造基準
1　原料受入に係る基準
（1）収集先
豚（いのししを含む。以下１において同じ。）、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白質（以下「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚、馬又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。
①　（略）
②　別添２－１、５－１又は７－１の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白質であって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの
（2）・（3）　（略）
2　（略）
3　製品出荷に係る基準
（1）出荷先の確認
原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該原料混合血粉等を原料とする飼料の製造工程が、馬、

（3）　（略）
2　（略）
注　（略）

別添７－１
豚、馬及び家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準
1　原料受入に係る基準
（1）収集先
豚（いのししを含む。以下１において同じ。）、馬及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚、馬又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。
①　（略）
②　別添２－１、５－１又は７－１の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白であって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの
（2）・（3）　（略）
2　（略）
3　製品出荷に係る基準
（1）出荷先の確認
原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、馬、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製

豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造工程又は別添６－１、７－１、９－１若しくは 10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

別添９－１

牛血粉等の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

牛血粉等の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、次の①から③までのいずれかに該当するものに限る。

①　別添２－２又は９－２の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受け入れた原料であって、別記様式第７号の血液供給管理票が添付されたもの

②　別添２－１、５－１又は７－１の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白質であって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの

造工程に使用している事業場又は別添６－１若しくは７－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

別添９－１

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛血粉等原料」という。）は、別添２－２又は別添９－２の確認基準の要件を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって、別記様式第７号の血液供給管理票が添付されたもののみ受け入れること。

③　別添９－１の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白質であって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されたもの

（２）原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

①　（１）の①の収集先にあっては、別添２－２若しくは９－２の確認基準又は別添５－１の１の（２）の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

②　（１）の②又は③の収集先にあっては、別添２－１、５－１、７－１又は９－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

牛血粉等製造業者は、原料受入時に牛血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載内容、供給された牛血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨

（２）原料の輸送

牛血粉等の製造業者（以下「牛血粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛血粉等原料を輸送するに当たっては、別添２－２若しくは別添９－２の確認基準又は別添５－１の１の（２）の食鳥処理場からの原料受入に係る基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

牛血粉等製造業者は、原料受入時に牛血粉等原料以外の動物質原料が混入していないことを血液供給管理票の記載内容、供給された牛血粉等原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、（１）の①の原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、原料収集先等において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ　（略）

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛血粉等を原料とする飼料の製造工程が別添９－１、10－１又は13による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

別添９－２

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

（４）原料収集先との契約

牛血粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛血粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア・イ　（略）

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

牛血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛血粉等を原料とする飼料の製造工程が別添 13 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）

４・５　（略）

注　（略）

別添９－２

牛血粉等の製造業者による原料収集先の確認基準

1　牛血粉等の原料を扱う事業場

牛血粉等の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液（以下「牛血粉等原料」という。）について、次の（1）から（7）までを確実に満たすものを収集すること。

（1）　（略）

（2）牛血粉等原料が採取される工程は、①厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第２条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）、②と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）並びに③牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう、ア及びイの要件を満たすこと。

（3）～（5）　（略）

1　牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白の原料を扱う事業場

牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）の製造業者は、牛血粉等の原料となる血液（以下「牛血粉等原料」という。）について、次の（1）から（7）までを確実に満たすものを収集すること。

（1）　（略）

（2）牛血粉等原料が採取される工程は、①厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第２条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）、②と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条第１項から第３項までの検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）並びに③牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう、ア及びイの要件を満たすこと。

（3）～（5）　（略）

（６）牛血粉等原料の出荷に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、牛血粉等原料を入れる容器は専用容器とし、牛血粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来するたん白質を混載して出荷する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう対策を講じた容器が用いられていること。

（７）　（略）

２　牛血粉等原料の輸送

（１）牛血粉等原料の輸送に当たっては、専用容器が用いられ、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないように輸送されていること。

（２）・（３）　（略）

注　（略）

別添 10－１

牛肉骨粉等の製造基準

１　原料受入に係る基準

（６）牛血粉等原料の出荷に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、牛血粉等原料を入れる容器は、牛血粉等原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられていること。牛血粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来するたん白質を混載して出荷する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう対策を講じた容器が用いられていること。

（７）　（略）

２　牛血粉等原料の輸送

（１）牛血粉等原料の輸送に当たっては、牛血粉等原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられ、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質が混入しないように輸送されていること。

（２）・（３）　（略）

注　（略）

別添 10－１

牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

１　原料受入に係る基準

（１）収集先

牛肉骨粉等の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から⑦までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添３－２、４－２、５－２、６－２若しくは 10－２の確認基準を満たす原料収集先から受け入れた原料であって別記様式第９号の原料供給管理票が添付されたもの。

② （４）のイ及びウの契約を締結した原料収集先から受け入れたもの。

③～⑤ （略）

⑥ 別添２－１、３－１、４－１、５－１、６－１又は７－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が添付されたもの。

⑦ 別添９－１又は 10－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第10号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されたもの。

（２）原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに

（１）収集先

牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造に用いる原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

① 別添３－２、４－２、５－２、６－２、６－３若しくは 10－２の確認基準を満たす原料収集先又は食鳥処理場から受入れた原料であって別記様式第９号の原料供給管理票が添付されたもの。

（新設）

②～④ （略）

（新設）

（新設）

（２）原料の輸送

牛肉骨粉等の製造業者（以下「牛肉骨粉等製造業者」という。）は、原料収集先から牛肉骨粉等原料を輸送するに

当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

①　（１）の①の収集先にあっては、別添３－２、４－２、５－２、６－２若しくは 10－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

②　（１）の②の収集先にあっては、牛肉骨粉等原料を入れる容器が、牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物を入れる容器と共用されておらず、当該副産物が混入しないように輸送すること。

③　（１）の③又は④の収集先にあっては、次のア、イ又はウを入れる容器のいずれとも共用されておらず、輸送前に容器の洗浄を十分に行うこと。

ア　厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第２条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）

当たっては、（１）の収集先に応じて設定する次の要件を満たすこと。

①　（１）の①の収集先にあっては、別添３－２、４－２、５－２、６－２、６－３若しくは 10－２の確認基準又は別添５－１の１の（２）の食鳥処理場からの原料の受入れに係る基準を満たした状態で輸送すること。

（新設）

②　（１）の②又は③の収集先にあっては、次のア、イ又はウを入れる容器のいずれとも共用されておらず、輸送前に容器の洗浄を十分に行うこと。

ア　厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第２条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）

イ　と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第14条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）

ウ　（略）

④　（１）の⑤の収集先にあっては、専用容器を用いること。

⑤　（１）の⑥又は⑦の収集先にあっては、別添２－１、３－１、４－１、５－１、６－１、７－１、９－１又は10－１の基準を満たした状態で輸送すること。

（３）原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを、原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が添付されていない１の（１）の②、③又は⑤に該当する原料については、（４）のイ及びウの契約を締結した原料収集先からのものであることを、解体処理されていない豚、馬又は家きんにあっては豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあってはいのしし以外の動物の混

イ　と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第14条第１項から第３項までの検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）

ウ　（略）

③　（１）の④の収集先にあっては、専用容器を用いること。

（新設）

（３）原料受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等製造業者は、原料受入時に牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入していないことを、原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が添付されていない１の（１）の②又は④に該当する原料については、解体処理されていない豚、馬又は家きんにあっては豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを、狩猟者から直接出荷されるいのししにあってはいのしし以外の動物の混入がないことを、それぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第 52 条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存する

入がないことを、それぞれ確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア又はイに定める事項及びウに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア　原料収集先等は、別添３－２、４－２、５－２、６－２又は10－２の確認基準を満たすこと。

イ　原料収集先等は、牛の脊柱等及びめん山羊の部位を受け入れないこと。

ウ　（略）

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が別添10－１又は13による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

こと。確認した原料供給管理票又は帳簿は、８年間保存すること。

（４）原料収集先との契約

牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、牛肉骨粉等製造業者は、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア　原料収集先等は、別添３－２、４－２、５－２、６－２、６－３又は10－２の確認基準を満たすこと。

（新設）

イ　（略）

２　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）出荷先の確認

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程が別添13による農林水産大臣の確認を受けた製造工程であることを確認すること。

（２）～（４）　（略）
４・５　（略）
注　（略）

別添 10－２

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

１　牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛肉骨粉等の製造業者は、牛肉骨粉等の原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）として、次の（１）から（７）までが確実に実施されているものを収集すること。

（１）牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する副産物は、次のア、イ及びウのいずれとも分別されていること。

ア　厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第２条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）

（２）～（４）　（略）
４・５　（略）
注　（略）

別添 10－２

牛肉骨粉等製造業者による原料収集先の確認基準

１　牛肉骨粉等の原料を扱う事業場

牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）の製造業者は、牛肉骨粉等の原料（以下「牛肉骨粉等原料」という。）として、次の（１）から（７）までが確実に実施されているものを収集すること。

（１）牛肉骨粉等の原料とする牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する副産物は、次のア、イ及びウのいずれとも分別されていること。

ア　厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第２条において定める牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）

イ　と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）

ウ　（略）

（2）～（5）　（略）

（6）牛肉骨粉等原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、牛肉骨粉等原料を入れる容器は専用容器とし、牛肉骨粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来する副産物を混載する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないよう蓋をした容器が用いられていること。

（7）（略）

2　牛肉骨粉等原料の輸送

（1）牛肉骨粉等原料の輸送に当たっては、専用容器が用いられ、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないように輸送されていること。

（2）・（3）　（略）

イ　と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条第１項から第３項までの検査を経ていないめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）

ウ　（略）

（2）～（5）　（略）

（6）牛肉骨粉等原料の出荷に当たっては、原料供給管理票が添付されていること。なお、牛肉骨粉等原料を入れる容器は、牛肉骨粉等原料が入っている旨が明示された専用容器であること。牛肉骨粉等原料と、牛の脊柱等、めん山羊の部位又は牛、豚、めん羊、山羊、馬若しくは家きん以外の動物に由来する副産物を混載する場合は、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないよう蓋をした容器が用いられていること。

（7）（略）

2　牛肉骨粉等原料の輸送

（1）牛肉骨粉等原料の輸送に当たっては、牛肉骨粉等原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられ、牛の脊柱等、めん山羊の部位及び牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物に由来する副産物が混入しないように輸送されていること。

（2）・（3）　（略）

注　（略）

別添 11－1

飼料用動物性油脂の製造基準

1　原料受入に係る基準

（1）～（3）　（略）

（4）原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先等において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア～ウ　（略）

2～5　（略）

別添 13

牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1　牛血粉等、牛肉骨粉等及び中間製品の受入れに係る基準

（1）収集先

牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料の製造に用いる牛血粉等又は牛肉骨粉等は、次のアからウまでのいずれかに該当するもののみ受け入れること。

注　（略）

別添 11－1

飼料用動物性油脂の製造基準

1　原料受入に係る基準

（1）～（3）　（略）

（4）原料収集先との契約

原料収集先等原料収集にかかわる者とア又はイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料収集先において、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。

ア～ウ　（略）

2～5　（略）

別添 13

牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準

1　牛血粉等及び牛肉骨粉等並びにこれらを原料とする飼料の受入れに係る基準

（1）収集先

養殖水産動物を対象とする飼料（以下「養魚用飼料」という。）の製造に用いる牛、豚（いのししを含む。以下同じ。）、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家き

ア　牛血粉等

別添９－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程で製造された牛血粉等であって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されているもの。

（削る）

（削る）

イ　牛肉骨粉等

別添 10－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程で製造された牛肉骨粉等であって、別記様式第 10 号の牛肉骨粉・血粉等供給管理票が添付されているもの。

ウ　中間製品

別添 13 による農林水産大臣の確認を受けた製造工程（以下「確認済製造工程」という。）で製造された混合飼料であって、別記様式第 11 号の確認済中間製品供給管

んに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉・血粉等」という。）は、牛肉骨粉・血粉等を原料とした養魚用飼料の製造工程として農林水産大臣の確認を受けた工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料製造事業者のみ受け入れできるものとし、次のア又はイのいずれかに該当するもののみを受け入れるものとすること。

ア　牛肉骨粉・血粉等

以下の①又は②のいずれかのものであって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されているもの。

①　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白（以下「牛血粉等」という。）

②　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（以下「牛肉骨粉等」という。）

（新設）

イ　中間製品

確認済魚飼ラインで製造された混合飼料であって、「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」が添付されているもの（以下「中間製品」という。）。

理票が添付されているもの（以下「中間製品」という。）。

（２）原料の輸送

牛血粉等にあっては別添９－１の４、牛肉骨粉等にあっては別添 10－１の４、中間製品にあっては別添 13 の４の基準に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。

（３）原料受入時の管理・記録

牛血粉等、牛肉骨粉等又は中間製品の受入時に、農林水産大臣の確認を受けた製造工程で製造されたものであることを、添付されている牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は確認済中間製品供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、８年間保存すること。

２　製造に係る基準

（１）製造方法

確認を受ける製造工程は、牛、めん羊、山羊又は鹿（以下「牛等」という。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離していること。

（２）原料の輸送

牛肉骨粉・血粉等にあっては別添９－１の４又は別添 10－１の４、中間製品にあっては別添 10－１の４の「製品輸送に係る基準」に従って輸送されたことを確認し、受け入れること。なお、輸送時に牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の飛散等により、牛肉骨粉・血粉等以外の飼料に混入しないようにすること。

（３）原料受入時の管理・記録

牛肉骨粉・血粉等又は中間製品の受入時に、添付されている「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」又は「確認済魚飼ライン中間製品供給管理票」の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、供給者に回付すること。原料受入時の記録は、法第52条の規定に従い、適切に帳簿を備え、８年間保存すること。

２　製造に係る基準

（１）製造方法

ア　確認済魚飼ラインは、次の①及び②の要件を満たすこと。

（削る）

（削る）

（削る）

（２）　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）最終製品

ア　出荷先の確認

確認済製造工程において製造された飼料を最終製品（確認済製造工程において製造された飼料であって、中間製品以外のものをいう。）として出荷するに当たっては、出荷先が次の①又は②のいずれかであること及び当該製品を原料として飼料を製造しないことを確認すること。

①　馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を飼養する事業者

②　馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料として販売する事業者（牛等を対象とする飼料を店舗に陳列している販売事業場を除く。）

①　牛、めん羊、山羊又は鹿（以下「牛等」という。）を対象とする飼料の製造工程と完全に分離されていること。

②　牛等以外の家畜等を対象とする飼料の製造工程に、確認済魚飼ラインで製造した飼料が混入しないように製造工程が分離されていること。

イ　牛肉骨粉・血粉等及び中間製品の飛散等により、確認済魚飼ライン以外の製造工程が汚染されないようにすること。

（２）　（略）

３　製品出荷に係る基準

（１）最終製品

ア　出荷先の確認

確認済魚飼ラインにおいて製造された飼料を最終製品（養殖業者又は販売業者に出荷する飼料をいう。）として出荷するに当たっては、出荷先が次の①又は②のいずれかであること及び当該製品を原料として飼料を製造しないことを確認すること。

①　養殖水産動物を飼養する事業者

②　養魚用飼料として販売する事業者

イ　出荷工程

最終製品の出荷に当たっては、飛散等により馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ　（略）

（2）中間製品

ア　出荷先の確認

確認済製造工程において製造された中間製品の出荷に当たっては、出荷先が確認済製造工程を有する施設であることを確認すること。

イ　出荷工程

中間製品の出荷に当たっては、飛散等により馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ　確認済中間製品供給管理票

中間製品の出荷に当たっては、別記様式第11号により確認済中間製品供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、当該飼料製造業者は、中間製品が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された確認済中間製品供給管理票を8年間保存すること。

イ　出荷工程

確認済魚飼ラインにおいて製造された養魚用飼料の出荷に当たっては、飛散等により養魚用飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ　（略）

（2）中間製品（養魚用飼料製造業者に出荷する飼料）

ア　出荷先の確認

確認済魚飼ラインにおいて製造された中間製品の出荷に当たっては、出荷先の製造工程が、確認済魚飼ラインを有する施設であることを確認すること。また、中間製品は、確認済魚飼ラインを有する施設のみ出荷すること。

イ　出荷工程

確認済魚飼ラインにおいて製造された養魚用飼料の出荷に当たっては、飛散等により養魚用飼料以外の飼料に混入しないようにすること。

ウ　確認済魚飼ライン中間製品供給管理票

確認済魚飼ラインで製造された中間製品の出荷に当たっては、別記様式第11号により確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を作成し、製品の輸送時に添付すること。また、製品の出荷後、当該飼料製造業者は、中間製品が遅滞なく荷受者に確実に入荷したことを確認するとともに、荷受者から回付された確認済魚飼ライン中間製品供給管理票を8年間保存すること。

エ　（略）	エ　（略）
4　製品輸送に係る基準 最終製品又は中間製品の輸送に当たっては、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないようにすること。	4　製品輸送に係る基準 確認済魚飼ラインにおいて製造された養魚用飼料（以下「確認済養魚用飼料」という。）の輸送に当たっては、専用の輸送容器で輸送すること。牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）と混載しないこと。トランスバック等に包装された確認済養魚用飼料と家畜（牛等を除く。）・家きんを対象とする飼料と混載する場合は、積載場所を区分し、これらに当該養魚用飼料が混入しないようにすること。
5　（略）	5　（略）
6　従業員の教育 教育訓練に関する手順書を定め、あらかじめ指定した者に、次に掲げる教育訓練に係る業務を行わせること。 （1）原料の受入れから製品の輸送までの業務に従事する従業員に対して、当該業務に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。 （2）教育訓練の実施状況を記録し、少なくとも２年間保存すること。	（新設）
7　自己点検 （1）原料の受入れから製品の輸送までの業務についての自己点検に関する手順書を定め、あらかじめ指定した者に、当該手順書に基づき自己点検を定期的に行わせ、その結果の記録を作成し、少なくとも２年間保存すること。	（新設）

（２）（１）の自己点検の結果に基づき、管理基準等に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じるとともに、当該措置の記録を作成し、少なくとも２年間保存すること。

８　異常時対応

製造工程における設備又は機器の故障等により省令に定める規格又は基準を満たさない製品が製造される可能性がある等の異常への対応につき、次に掲げる事項を含む手順書を定め、製造・品質管理者に、当該手順書に基づいて、異常時の対応を行わせること。

（１）異常発生の原因を究明し、所要の措置を講じること。ただし、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）への混入が発生し、又はその疑いがあると認められたときは、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又はセンター（以下「行政機関等」という。）にその旨を連絡するとともに、当該飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じること。更に、行政機関等が行う実態の把握、原因の究明等に協力すること。

（２）管理基準等に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。

（３）原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。

（４）異常が認められた製品等を適切に処理すること。

（新設）

（５）異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した異常時対応記録を必要に応じて作成し、８年間保存すること。

注　「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該製品が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP 袋、紙袋、輸送管等）をいう。

別添 14

輸入業者の確認基準

１　輸入先の事業場の基準

（１）第１の１の（１）から（10）までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア・イ　（略）

ウ　第１の１の（10）の牛に由来する血粉又は血しょうたん白質の輸入先国は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。

（２）　（略）

２　輸入業者の基準

（１）　（略）

注　「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、PP 袋、紙袋、輸送管等）をいう。

別添 14

輸入業者の確認基準

１　輸入先の事業場の基準

（１）第１の１の（１）から（10）までの飼料を製造する輸入先の事業場は、以下の条件を満たすこと。

ア・イ　（略）

ウ　第１の１の（10）の牛に由来する血粉又は血しょうたん白の輸入先国は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。

（２）　（略）

２　輸入業者の基準

（１）　（略）

（2）第1の1の（2）から（8）まで、（10）及び（12）に定めるもの

（1）のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア　トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2－1、3－1、4－1、5－1、6－1、7－1、9－1又は11－1の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ　（略）

ウ　輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

①　（略）

②　流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の（1）のイの③又は1の（2）のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票、別記様式第10号による牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は別記様式第12号による動物性油脂供給管理票を作成すること。

輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとすること。

③　（略）

（2）第1の1の（2）から（8）まで及び（12）に定めるもの

（1）のア及びイに定める条件のほか、次の条件を満たすこと。

ア　トランスバック等当該輸入品が直接接触するものであって、これらの保管のために用いる容器には、別添2から7まで又は別添11の飼料の製造基準に基づいたものを使用すること。

イ　（略）

ウ　輸入業者は、次に定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。

①　（略）

②　流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、1の（1）のイの③又は1の（2）のイの③の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票又は別記様式第12号による動物性油脂供給管理票を作成すること。

輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を製品に添付して出荷するものとすること。

③　（略）

④　流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票、牛肉骨粉・血粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を８年間保存すること。

エ　それぞれ別添２－１、３－１、４－１、５－１、６－１、７－１、９－１又は 11－１の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

（３）　（略）

別記様式第１－１号

年　月　日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の事業場における○○に由来する○○（注１）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和５１年農林省令第３５号）○○○の規定（注２）による確認を求めます。

記

１・２　（略）

３　第１の１の（14）の飼料を製造する場合、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成 27 年６月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）に

④　流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票又は動物性油脂供給管理票を８年間保存すること。

エ　それぞれ別添２から８－１まで又は別添 11 の製品輸送に係る基準に基づいて輸送すること。

（３）　（略）

別記様式第１－１号

年　月　日

製造基準適合確認申請書

農林水産大臣　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の事業場における○○に由来する○○（注１）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和５１年農林省令第３５号）○○○の規定（注２）による確認を求めます。

記

１・２　（略）

（新設）

基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターより発給された確認証の有無 有・無 備考：1　次に掲げる書類を添付すること。 （1）～（5）　（略） （6）第1の1の（14）の飼料を製造する場合 ア　製造工程の図面（牛、めん羊、山羊又は鹿を対象とする飼料を取り扱っている場合にあっては、当該飼料及びその原料又は材料を取り扱う場所と第1の1の（14）の飼料、牛血粉等、牛肉骨粉等及び中間製品を取り扱う場所との位置関係が記載された平面図を含むこと。） イ　「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターより発給された確認証が無い場合、教育訓練に関する手順書、自己点検に関する手順書及び異常時対応に関する手順書の写し（申請書提出時に提出できない場合は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの指示する日までに提出すること。）	備考：1　次に掲げる書類を添付すること。 （1）～（5）　（略） （新設）

（７）上記以外の場合

製造工程の図面

２（略）

（注１）製造に係る品目を記載する。

（記載例）

ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚、馬及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質、牛血粉等、牛肉骨粉等、牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料、動物性油脂

（注２）（略）

別記様式第８号

（肉骨粉等供給管理票の記載例）

肉骨粉等供給管理票	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
供給する肉骨粉等の名称	○○○○○
（略）	（略）

（６）（１）、（２）、（３）、（４）及び（５）以外の場合

製造工程の図面

２（略）

（注１）製造に係る品目を記載する。

（記載例）

ゼラチン、コラーゲン、豚に由来する肉骨粉、チキンミール、フェザーミール、家きんに由来する血粉等、豚及び家きんに由来する原料混合血粉等、豚、馬及び家きんに由来する原料混合肉骨粉、魚介類由来たん白質、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉等、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、動物性油脂

（注２）（略）

別記様式第８号

（肉骨粉等供給管理票の記載例）

肉骨粉等供給管理票	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
供給する肉骨粉等の名称	ポークミートボンミール１号
（略）	（略）

（略）	（略）

（略）

別記様式第10号

（牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載例）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
（略）	（略）
（略）	（略）
供給する牛肉骨粉・血粉等の種類	肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	○○○○○
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）

別記様式第11号

（確認済中間製品供給管理票の記載例）

確認済中間製品供給管理票	
確認済中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	（略）
（略）	（略）

（略）	（略）

（略）

別記様式第10号

（牛肉骨粉・血粉等供給管理票の記載例）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
（略）	（略）
（略）	（略）
供給する牛肉骨粉・血粉等の種類	牛肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	ビーフミートボンミール１号
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）

別記様式第11号

（確認済魚飼ライン中間製品供給管理票の記載例）

確認済魚飼ライン中間製品供給管理票	
確認済魚飼ライン中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	（略）
（略）	（略）

供給する確認済中間製品の種類	肉骨粉含有混合飼料
供給する確認済中間製品の名称	○○○○○
（略）	（略）

（略）

別記様式第 12 号

（動物性油脂供給管理票の記載例）

動物性油脂供給管理票	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
供給する動物性油脂の名称	○○○○○
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）

供給する確認済魚飼ライン中間製品の種類	牛肉骨粉含有混合飼料
供給する確認済魚飼ライン中間製品の名称	牛魚混合飼料１号
（略）	（略）

（略）

別記様式第 12 号

（動物性油脂供給管理票の記載例）

動物性油脂供給管理票	
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
供給する動物性油脂の名称	牛由来油脂１号
（略）	（略）
（略）	（略）

（略）

附　則

この通知は、令和６年 10 月３日から施行する。

（別紙４）

牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について（平成 17 年 10 月 31 日付け 17 消安第 5656 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（別紙１） BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項 １・２　（略） ３　重点検査・指導事項 （1）　飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項 　飼料安全法第 50 条第１項の規定により農林水産大臣に届出のあった内容につき、センターは飼料等の原料に成分規格に適合しない動物由来たん白質等（混入防止ガイドライン第２の３に規定する動物由来たん白質等をいう。以下同じ。）の使用の有無及び動物由来たん白質等に汚染される可能性の高い原料の使用の有無に係る検証を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施する。 　また、混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の保管、輸送等の各段階において、動物由来たん白質等のＡ飼料（混入防止ガイドライン第２の１に規定するＡ飼料をいう。以下同じ。）への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。	（別紙１） BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項 １・２　（略） ３　重点検査・指導事項 （1）　飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項 　飼料安全法第 50 条第１項の規定により農林水産大臣に届出のあった内容につき、センターは飼料等の原料に成分規格に適合しない動物由来たん白質の使用の有無及び動物由来たん白質に汚染される可能性の高い原料の使用の有無に係る検証を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施する。 　また、混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の輸送段階等における動物由来たん白質による交差汚染を防止するための対策を講じていることを確認する。

(2)　飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項

広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア　（略）

イ　混入防止ガイドラインに基づき、原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

ウ　混入防止ガイドラインに基づき、飼料業務管理規則及び飼料品質管理規則が策定され、業務管理及び品質管理に係る記録が保存されていることを確認する。

エ　動物由来たん白質等を含む飼料等について、表示の基準に基づき使用上及び保存上の注意等が適正に表示されていることを確認する。

オ　反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号。以下「省令」という。）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に

(2)　飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項

広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア　（略）

イ　原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていることを検証する。

ウ　混入防止ガイドラインに基づき飼料業務管理規則及び飼料品質管理規則が策定されていることを確認する。

エ　動物由来たん白質を含む飼料等について、表示の基準に基づき対象家畜等が適正に表示されていることを確認する。

オ　反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料（混入防止ガイドライン第２の１に規定するA飼料をいう。以下同じ。）の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）の規定に基づき、農林水産大臣の確認を受けた牛肉骨粉等及び牛血粉等を原料とした養殖

基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年３月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。）の規定に基づき、農林水産大臣の確認を受けた飼料の製造事業場にあっては、大臣確認通知に定める製造基準が遵守されていることを確認する。

（削る）

(3)　飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

Ａ飼料とＢ飼料（混入防止ガイドライン第２の２に規定するＢ飼料をいう。以下同じ。）をともに取り扱う販売事業場、Ａ飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア　混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の受入れ、搬送、保管、出荷及び輸送の各段階において、動物由来たん白質等のＡ飼料への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

イ　混入防止ガイドラインに基づき、飼料業務管理規則が策定され、業務管理に係る記録が保存されていることを確認する。

水産動物用の飼料の製造工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料の製造事業場にあっては、原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において、基準が遵守されていることを確認する。

キ　確認済魚飼ラインで製造される飼料等（以下「水産専用飼料」という。）の容器について、「水産専用」の表示があることを確認する。

(3)　飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物用飼料と豚・馬・鶏・養殖水産動物を対象とする飼料（反すう動物と共用のものを除く。以下「豚・馬・鶏・養魚用飼料」という。）又は豚・馬・鶏用飼料と水産専用飼料をともに取り扱う販売事業場、反すう動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア　飼料等の受入れ、搬送、保管、出荷及び輸送の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていることを検証する。

イ　混入防止ガイドラインに基づき飼料業務管理規則が策定されていることを確認する。

ウ　反すう動物飼養農家に動物由来たん白質等が販売されていないことを確認する。

エ　A飼料とともに省令別表第１の２の（１）に規定する確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を原料とする飼料を店舗に陳列していないことを確認する。

（削る）

オ　（略）

（削る）

カ　（略）

(4)　飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物と豚・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア　反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

（ア）動物由来たん白質等の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

ウ　反すう動物飼養農家に豚・馬・鶏用飼料や魚粉等動物由来たん白質が販売されていないことを確認する。

（新設）

エ　反すう動物、豚、馬、鶏飼養農家に水産専用飼料が販売されていないことを確認する。

オ　（略）

カ　水産専用飼料の容器について、「水産専用」の表示があることを確認する。

キ　（略）

(4)　飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反すう動物と豚・馬・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア　反すう動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

（ア）動物由来たん白質の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

（イ）A飼料及びB飼料を同時に又は連続して受け入れていないこと。
（ウ）A飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。
（エ）反すう動物に動物由来たん白質等を与えていないこと。
（オ）反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化していること。
（削る）

（削る）

等について確認する。
イ　反すう動物飼養農家において、動物由来たん白質等の誤食防止の観点から、以下の事項についても検査・指導を行う。
（ア）反すう動物がB飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。
（イ）反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。
（削る）

（イ）豚・馬・鶏・養魚用飼料と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていないこと。
（ウ）反すう動物用飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。
（エ）反すう動物に豚・馬・鶏・養魚用飼料、ペットフード等を与えていないこと。
（新設）

（オ）反すう動物が豚・馬・鶏・養魚用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。
（カ）反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。
等について確認する。
（新設）

イ　豚・馬・鶏と養殖水産動物をともに飼養する農家において、水産専用飼料の受入れ、保管及び給与の各段階において、混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

ウ・エ　（略）

（削る）

（5）　（略）

（別紙２）

BSE 発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の
対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに

（ア）水産専用飼料の受入れに当たっては、豚・馬・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

（イ）水産専用飼料の保管に当たっては、専用の容器を用いるとともに、豚・馬・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。

（ウ）水産専用飼料を豚、馬又は鶏に与えないこと。

等について確認する。

ウ・エ　（略）

（5）検査・指導すべき事項の調査票

上記（1）から（3）までの検査・指導を行うに当たり、得られた結果について定量的に集計及び評価をする必要があることから、製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）については別添１の調査票を、保管施設（輸入業者、製造業者、販売業者等が飼料等を保管する施設であって、当該飼料等に係る販売業務を行う事業場を含む。）については別添２の調査票をそれぞれ使用することとするので御参考とされたい。

さらに、上記（4）の飼料の使用者に対する検査・指導についても、御参考までに別添３の調査票を作成したのでお示しする。

（6）　（略）

（別紙２）

BSE 発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の
対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに

各分類の検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類※1	検査・指導の優先度※5
1．飼料等の製造事業場	
（1）配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち　A飼料を製造しているもの	
うち　B飼料等※2の取扱いがあるもの	
うち　農林水産大臣の確認※3を受けているもの	1（削る）
うち　農林水産大臣の確認を受けていないもの	2（削る）
うち　B飼料等の取扱いがないもの	4（削る）
うち　A飼料を製造していないもの	
うち　農林水産大臣の確認を受けているもの	3
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
うち　農林水産大臣の確認を受けていないもの	5
（2）単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち　A飼料を製造しているもの	
うち　B飼料等の取扱いがあるもの	1（削る）

各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類※1	検査・指導の優先度※8
1．飼料等の製造事業場	
（1）配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち　反すう動物※2に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち　非反すう動物用飼料等※3の取扱いがあるもの	
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	1（4）
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2（5）
うち　非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5（6）
うち　反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	（新設）
うち　豚・鶏等※5用飼料の取扱いがあるもの	3（5）
うち　豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4（6）
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
（2）単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち　反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	
うち　非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1（4）

うち　B飼料等の取扱いがないもの	4 （削る）
うち　A飼料を製造していないもの	
うち　農林水産大臣の確認を受けているもの	1 （削る）
うち　農林水産大臣の確認を受けていないもの	5
2．飼料等の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）	
うち　A飼料の取扱いがあるもの	
うち　B飼料等の取扱いがあるもの	1
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
うち　B飼料等の取扱いがないもの	4
うち　A飼料の取扱いがないもの	5
（削る）	
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
3．飼料の使用者	
（1）反すう動物飼養農家	
うち　非反すう動物※4を飼養しているもの	
うち　豚、鶏、養殖水産動物を飼養しているもの	1
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

うち　非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5 （6）
うち　反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの	
うち　農林水産大臣の確認※6を受けているもの	1※6 （4）
うち　上記以外のもの	6
2．飼料等の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）	
うち　反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの	
うち　非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	（新設）
うち　確認済魚飼ライン製造飼料※4の取扱いがあるもの	1
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2
うち　非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5
うち　反すう動物に使用される配混合飼料の取扱いがないもの	（新設）
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	
うち　豚・鶏等※5用飼料の取扱いがあるもの	3
うち　豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
3．飼料の使用者	
（1）反すう動物飼養農家	
うち　非反すう動物※7を飼養しているもの	
うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	（新設）
うち　反すう動物用飼料を自家配合しているもの	1
うち　反すう動物用飼料を自家配合していないもの	2

		うち　上記以外の非反すう動物を飼養しているもの	
		うち　A飼料を自家配合しているもの	2
		うち　A飼料を自家配合していないもの	3
	うち　非反すう動物を飼養していないもの		4
（2）（1）以外の農家			5
	（削る）		（削る）
	（削る）		（削る）

※1　（略）

（削る）

※2　B飼料等とは、B飼料の他、動物由来たん白質等又は動物由来たん白質等を含む可能性があるもの（食品、ペットフード、肥料等を含む。）をいう。

（削る）

（削る）

※3　（略）

※4　（略）

		うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	
		うち　反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
		うち　反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3
	うち　非反すう動物を飼養していないもの		6
（2）豚・鶏等飼養農家（養殖水産動物を飼養しているもの）			（新設）
	うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの		5
	うち　確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの		6

※1　（略）

※2　反すう動物とは、牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。

※3　非反すう動物用飼料等とは、動物性たん白質、動物性油脂等を含有し、飼料安全法上、反すう動物に使用することが禁止されているもの（食品、ペットフード、肥料等を含む。）及びそれと完全に分離されずに取り扱われたものをいう。

※4　確認済魚飼ライン製造飼料とは、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号。以下「省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造工程で製造されたものをいう。

※5　豚・鶏等とは、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂をいう。

※6　（略）

※7　（略）

※5　優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に5段階に分類した場合に、1が最も高く5が最も低いことを示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。また、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、センターによる適合確認を受けた事業場についても、本表による分類にかかわらず、同通知に基づく現地検査の際に検査・指導を実施することとする。

別記様式第1号

番　　号
年　月　日

農林水産省消費・安全局長　あて

（都道府）県知事

○○年度におけるＢＳＥ発生防止に係る飼料規制に関

※8　優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に6段階に分類した場合に、1が最も高く6が最も低いことを示す。また括弧内は、「飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2の第1の規定に基づくセンターによる適合確認を受けた事業場についての優先度を示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。

別記様式第1号

番　　号
年　月　日

農林水産省消費・安全局長　あて

（都道府）県知事

○○年度におけるＢＳＥ発生防止に係る飼料規制に関

する検査実施目標 「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成１７年１０月３１日付け１７消安第５６５６号）記の第３の（２）のアの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査実施目標を別紙のとおり通知する。 備考：別紙として、事業場の種類及び業務の実態による分類ごとに、目標とするカバー率がわかる書類を添付すること。 （削る） 別記様式第２号 番　　号 年　月　日 農林水産省消費・安全局長　あて （都道府）県知事 ○○年度におけるＢＳＥ発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導実施結果の通知について	する検査実施目標 「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成１７年１０月３１日付け１７消安第５６５６号）記の第３の（２）のアの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査実施目標を別紙のとおり通知する。 （新設） （別紙） 別記様式第２号 番　　号 年　月　日 農林水産省消費・安全局長　あて （都道府）県知事 ○○年度におけるＢＳＥ発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導実施結果の通知について

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成１７年１０月３１日付け１７消安第５６５６号）記の第３の（２）のイの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査・指導実施結果を別紙のとおり通知する。 備考：別紙として、事業場の種類及び業務の実態による分類ごとに、カバー率、不適合率及び不適合率の前々年度に対する減少の割合がわかる書類を添付すること。 （削る）	「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成１７年１０月３１日付け１７消安第５６５６号）記の第３の（２）のイの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査・指導実施結果を別紙のとおり通知する。 （新設） （別紙）

附　則

この通知は、令和６年10月３日から施行する。

（別紙５）

飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインの制定について（平成 27 年６月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙１ 飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドライン 第２　定義 ＧＭＰガイドラインで用いる用語の定義は、飼料安全法に定めるもののほか、次に定めるところによる。 １～５　（略） ６　Ａ飼料 飼料等のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあることから、動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。 ７　Ｂ飼料 Ａ飼料以外のものをいう。 （削る） ８　動物由来たん白質等	別紙１ 飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドライン 第２　定義 ＧＭＰガイドラインで用いる用語の定義は、飼料安全法に定めるもののほか、次に定めるところによる。 １～５　（略） ６　Ａ飼料 飼料等のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあることから、動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。 ７　Ｂ飼料 Ａ飼料及び水産専用飼料以外のものをいう。 ８　水産専用飼料 牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養殖水産動物を対象とする飼料の製造基準に適合していることについて大臣確認を受けた製造工程において製造された飼料をいう。 ９　動物由来たん白質等

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）別表第１の２の（１）に規定する確認済ゼラチン等、反すう動物に由来しない油脂及び省令別表第１の５の（１）に規定する特定動物性油脂を除く。

① 省令別表第１の２の（１）に規定するほ乳動物由来たん白質

② 省令別表第１の２の（１）に規定する家きん由来たん白質

③ 省令別表第１の２の（１）に規定する魚介類由来たん白質

④ 省令別表第１の５の（１）に規定する動物性油脂

（削る）

⑤ 飼料添加物（①～④に該当する物質が含まれるものに限る。）

9～17　（略）

第３　適正製造規範（ＧＭＰ）

事業者は、個々の事業場の実態を踏まえつつ、以下に示す管理を実施することにより、飼料等の安全を確保する。

1　（略）

2　施設等の設置及び管理

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）に基づき農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第１の５の（１）に規定する特定動物性油脂を除く。

① ほ乳動物由来たん白質

② 家きん由来たん白質

③ 魚介類由来たん白質

④ 動物性油脂

⑤ 食品残さに由来する動物由来たん白質

⑥ ①から⑤までに該当する物質が含まれる飼料添加物

10～18　（略）

第３　適正製造規範（ＧＭＰ）

事業者は、個々の事業場の実態を踏まえつつ、以下に示す管理を実施することにより、飼料等の安全を確保する。

1　（略）

2　施設等の設置及び管理

事業者は、事業場の敷地、施設及び設備が、次に定める基準に適合するよう設置するとともに、これらが適切な状態に保たれるよう、あらかじめ指定した者に、定期的に点検整備を行わせる。また、点検整備に係る記録を作成し、その作成の日から少なくとも２年間保存する。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、当該業務で使用する船舶、車両、タンク、搬送機等の施設及び設備が、以下の基準（当該施設及び設備に対応するものに限る。）を満たすことの確認を文書により行う。

（１）敷地及び施設

①～③　（略）

④　飼料等の製造、輸入、流通又は保管に関する敷地及び施設は、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年９月 16 日付け消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）に従い、Ａ飼料<u>へのＢ飼料及び動物由来たん白質等の</u>混入防止措置が講じられるよう設計すること。

⑤・⑥　（略）

（２）設備及び機器

①～④　（略）

⑤　飼料等の製造、輸入、流通及び保管に関する設備については、混入防止ガイドラインに従い、Ａ飼料<u>へのＢ飼</u>

事業者は、事業場の敷地、施設及び設備が、次に定める基準に適合するよう設置するとともに、これらが適切な状態に保たれるよう、あらかじめ指定した者に、定期的に点検整備を行わせる。また、点検整備に係る記録を作成し、その作成の日から少なくとも２年間保存する。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、当該業務で使用する船舶、車両、タンク、搬送機等の施設及び設備が、以下の基準（当該施設及び設備に対応するものに限る。）を満たすことの確認を文書により行う。

（１）敷地及び施設

①～③　（略）

④　飼料等の製造、輸入、流通又は保管に関する敷地及び施設は、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年９月 16 日付け消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）に従い、Ａ飼料<u>、Ｂ飼料及び水産専用飼料について、それぞれ</u>混入防止措置が講じられるよう設計すること。

⑤・⑥　（略）

（２）設備及び機器

①～④　（略）

⑤　飼料等の製造、輸入、流通及び保管に関する設備については、混入防止ガイドラインに従い、Ａ飼料<u>、Ｂ飼料</u>

料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じること。

⑥・⑦　（略）

3・4　（略）

5　工程管理及び品質管理

（1）事業者は、事業場の製造管理責任者（輸入及び販売業者にあっては、業務管理責任者）に、工程管理を適切かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項のうち必要なものについて記載した手順書（以下、「工程管理手順書」という。）を作成させる。製造管理責任者又は業務管理責任者は、工程管理手順書に基づき、自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、工程管理手順書に基づき輸送又は保管を行う旨の確認を文書により行う。

①～⑤　（略）

⑥　適切な表示を付して出荷すること。また、飼料等の出荷に当たっては、混入防止ガイドラインに従い、A飼料へのB飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を適切に講じること。

⑦　（略）

（2）　（略）

6～11　（略）

及び水産専用飼料について、混入防止対策を講じること。

⑥・⑦　（略）

3・4　（略）

5　工程管理及び品質管理

（1）事業者は、事業場の製造管理責任者（輸入及び販売業者にあっては、業務管理責任者）に、工程管理を適切かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項のうち必要なものについて記載した手順書（以下、「工程管理手順書」という。）を作成させる。製造管理責任者又は業務管理責任者は、工程管理手順書に基づき、自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、工程管理手順書に基づき輸送又は保管を行う旨の確認を文書により行う。

①～⑤　（略）

⑥　適切な表示を付して出荷すること。また、飼料等の出荷に当たっては、混入防止ガイドラインに従い、A飼料、B飼料及び水産専用飼料について、それぞれ混入防止対策を適切に講じること。

⑦　（略）

（2）　（略）

6～11　（略）

別紙２
飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインに基づく確認手続き

第３　確認の基準
１　（略）
２　施設等の設備及び管理関係
ガイドラインの第３の２及び次の点を満たしていること。
（１）敷地及び施設関係
①・②　（略）
③　敷地及び施設内の各区域において取り扱う飼料の種類（A 飼料又は B 飼料）が特定されていること。

（２）設備及び機器関係
①～④　（略）
⑤　各設備において扱う飼料の種類（A 飼料又は B 飼料）が特定されていること。
⑥・⑦　（略）
３・４　（略）
５　工程管理及び品質管理関係
（１）ガイドラインの第３の５の（１）及び次の点を満たしていること。
①～③　（略）

別紙２
飼料等の適正製造規範（ＧＭＰ）ガイドラインに基づく確認手続き

第３　確認の基準
１　（略）
２　施設等の設備及び管理関係
ガイドラインの第３の２及び次の点を満たしていること。
（１）敷地及び施設関係
①・②　（略）
③　敷地及び施設内の各区域において取り扱う飼料の種類（A 飼料、B 飼料又は水産専用飼料）が特定されていること。
（２）設備及び機器関係
①～④　（略）
⑤　各設備において扱う飼料の種類（A 飼料、B 飼料又は水産専用飼料）が特定されていること。
⑥・⑦　（略）
３・４　（略）
５　工程管理及び品質管理関係
（１）ガイドラインの第３の５の（１）及び次の点を満たしていること。
①～③　（略）

④　A飼料及びB飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策並びに原料と製品の交差汚染防止対策が定められていること。 ⑤～⑧　（略） （2）ガイドライン第3の5の（2）及び次の点を満たしていること。 ①～③　（略） ④　A飼料及びB飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策、原料と製品の交差汚染対策等が有効に機能していることを、定期的な試験検査等により確認すること。 ⑤　（略） （3）（略） 6～11　（略）	④　A飼料、B飼料及び水産専用飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策並びに原料と製品の交差汚染防止対策が定められていること。 ⑤～⑧　（略） （2）ガイドライン第3の5の（2）及び次の点を満たしていること。 ①～③　（略） ④　A飼料、B飼料及び水産専用飼料の交差汚染対策、抗菌性飼料添加物を含む飼料と含まない飼料を取り扱う場合の交差汚染対策、原料と製品の交差汚染対策等が有効に機能していることを、定期的な試験検査等により確認すること。 ⑤　（略） （3）（略） 6～11　（略）

附　則

この通知は、令和6年10月3日から施行する。

（別紙６）

食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和２年８月 31 日付け２消安第 2496 号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第２　定義 本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。 １～９　（略） 10　確認済動物由来たん白質 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）別表第１の２に規定する確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、<u>確認済家きん加水分解たん白質等、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等</u>をいう。	第２　定義 本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。 １～９　（略） 10　確認済動物由来たん白質 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）別表第１の２に規定する確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等<u>及び確認済家きん加水分解たん白等</u>をいう。

附　則

この通知は、令和６年 10 月３日から施行する。